

第3章 本史跡の本質的価値の明示

第1節 新たな価値評価をふまえた本質的価値

昭和19年(1944)の史跡指定時や史跡指定後の調査等をふまえ、本史跡の本質的価値を以下の3点に整理する。

①文久期に築造された須崎砲台のうち、西砲台が現在まで良好に残っており、当時の様相を示す台場遺構として貴重である。

文久3年(1863)に西・中・東砲台である須崎砲台が築造された。中・東砲台は明治40年(1907)まで残存していたが、民間に払い下げられ現在は宅地になっている。一方で西砲台は、大正期に公園整備がされているものの、当時の原形をとどめる台場遺構である。弓形の基壇(塁台)の内側全体には石垣が詰まれ、上部には胸牆きょうしょうがあり、胸牆と胸牆の間には砲眼ほうがん(砲門ほうもん)が残る。基壇(塁台)外側には堀が巡り、内側には煙硝薬室えんしょうやくしつの形跡が見受けられる。また、使用されていた頃の絵図が残っており、往時の台場の姿がわかっている。

②江戸時代末期の外国船に対する海防の強化の一環として築造された土佐藩の砲台跡で、当時の海防情勢を知るうえで貴重である。

古来より海上交通の要衝であった須崎湾は、中世の土佐港として確固たる地位を確立するに至った。近世には藩の洋式帆船や蒸気船も利用する重要な港である一方で、外国の大型艦船の侵入が懸念される海上防衛の要衝でもあったことから、須崎湾付近が土佐藩砲台の築造地として選ばれたと考えられる。江戸時代末期には外国船が来航することが多発し、江戸幕府は海防強化を命じた。このような情勢の中で、土佐藩によって文久3年(1863)に須崎に築かれたのが須崎砲台であり、当時の海防情勢を知るうえで重要な台場跡である。

③西砲台は須崎湾に面した位置にあり、現在でも史跡内から須崎湾を望むことができ、当時の歴史背景や景観を想像できる場所として貴重である。

西砲台が面している須崎湾は、当時から水深が深く大型船の停泊に適していた。外国の大型艦船の侵入を防ぐために若人から老人の368人役が総出で工事を急ぎ、各人の献金によって須崎に土佐藩砲台が築造された。築造当時、西砲台から須崎湾を一望でき、民間住宅等が建ち並ぶ現在においても一部史跡内から須崎湾を望む立地にある。海岸には沖から遠望すると富士山のように美しいといわれる富士ヶ浜が広がっている。海岸線までは100m足らずで、本史跡は富士ヶ浜を抜けて潮騒や潮の香りが届き、当時の歴史背景や景観を想像できる場所として重要である。



土佐藩砲台跡から見える須崎湾（2025年撮影）



1960年代の土佐藩砲台跡と須崎湾（1960年代撮影）

第2節 本質的価値に準ずる価値

西砲台は築造後、一部遺構の改変や公園化を経て、地域の憩いの場として活用されてきた。その過程で形成された歴史的背景は、西砲台の本質的価値に準ずる価値として評価される。以下に西砲台築造後の歴史を本質的価値に準ずる価値として整理する。

一部遺構の改変や公園整備を経て、市民に親しまれながら地域とともに守られてきた。

史跡に指定される前、本史跡の主要部である石垣は、薬室の崩壊に伴い石材で埋め立てられ、現在の全面石垣となった。大正期には西浜公園として整備され、胸牆の改変が行われた。昭和期に入ると文化財としての価値が認識されるようになり、市民有志による保存会が結成される等、地域主体の保存活動が行われてきた。その結果、史跡に指定され、現在に至るまで市民による活用が継続されている。このように土佐藩砲台跡は市民に親しまれ、地域によって守られてきたことがうかがえる。

第3節 構成要素の特定

第1節の本質的価値をふまえて、指定地内に所在する諸要素を以下に分類した。構成要素は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値に準ずる諸要素」、「C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」に分けられる。また「C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素」は、「C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素」、「C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素」に細別される。

上記の要素以外に、本計画で取り扱う「D. 史跡の理解に有効な諸要素（計画対象範囲内）」、「E. 史跡の活用に資する諸要素（計画対象範囲外を含む）」がある。

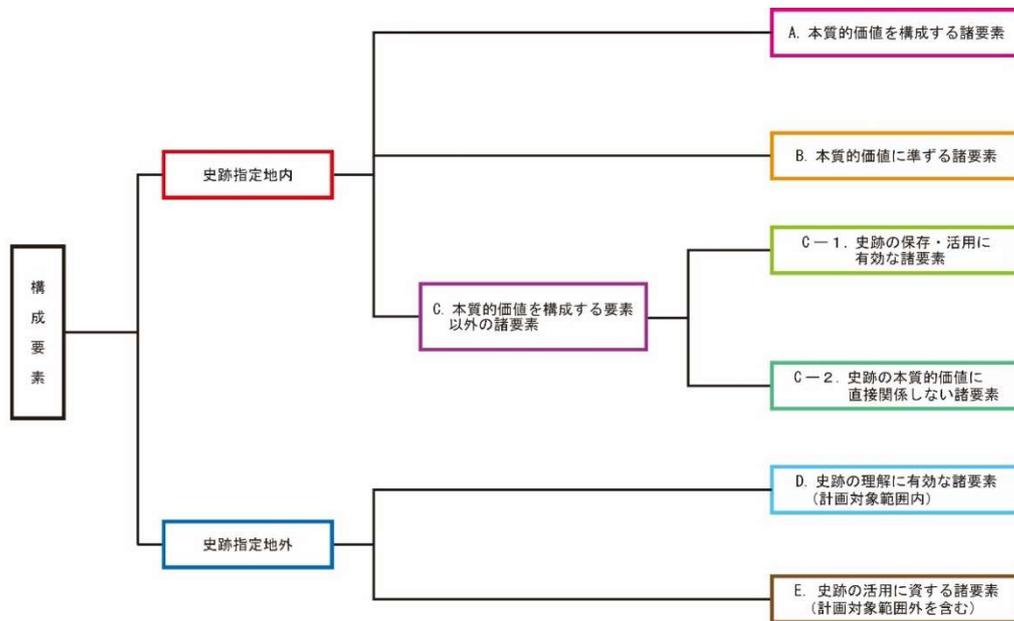


図43 史跡指定地内・外の構成要素の分類

【史跡指定地内】**A. 本質的価値を構成する諸要素**

本質的価値を構成する諸要素は、史跡の指定説明に明示されている内容に基づく要素である。史跡指定後の各種調査成果に基づき、将来にわたり確実に保存すべきものである。石垣、石階段、外堀等が該当する。

B. 本質的価値に準ずる諸要素

本質的価値に準ずる諸要素は、西砲台築造後の歴史に基づく要素である。改変された石垣や胸牆、砲弾台、記念碑が該当する。

C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素**C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素**

本質的価値を構成する諸要素とは異なるが、史跡の適切な保存管理や整備・活用するうえで有効な要素である。案内板、県史跡名称碑、車止め等が該当する。

C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素

史跡に直接関係しない要素である。本質的価値への影響の有無にかかわらず撤去や調整が必要となる要素である。カーブミラーや藤棚等が該当する。

【史跡指定地外】**D. 史跡の理解に有効な諸要素（計画対象範囲内）**

史跡指定地外にあるが、本史跡の理解に有効な要素である。中砲台跡や東砲台跡等が該当する。

E. 史跡の活用に資する諸要素（計画対象範囲外を含む）

本史跡の活用に資する諸要素であり、計画対象範囲外も含まれる。幕末期の文化財等が該当する。

表7 構成要素の分類表

分類		要素	概要
史跡指定地内	A. 本質的価値を構成する諸要素	石垣	文久期に築造されてから現在まで残されている。 ※煙硝薬薬室跡に埋め立てられた石垣は、築造後に改変されたものであり、本質的価値に含まない。
		石階段	砲弾や火薬を塁台上へ運搬するために薬室の隣に築造された。当初7か所設置されていたが、残存しているのは史跡東部の2か所、西部の1か所のみである。他は薬室崩壊時の埋め立てに使用されたといわれている。
		外堀	塁台を取り囲むように外堀が造られている。当時の外堀は、最大5mの幅があったとされるが、鉄道線路敷設等の後年の改変があり、範囲は狭くなっている。平成20年(2008)の確認調査において、砲台跡の土塁外壁下部に高さ3.7m(長さ不明)の石垣がめぐらされていたことが確認されている。
		塁台	扇形の平面形をした堤防状の構造物であり、土を固めて造られたものである。塁台陸側には石垣がなされている。
		胸牆 (玉除土手)	塁台上部に設置された分厚い土塁である。大砲や大砲を扱う人員を敵砲弾から保護する防護壁の役割であり、築造時には8基設置されていた。また胸牆の一部として石積が6か所なされている。 ※公園化に伴い一部の胸牆及び石垣は改変を受けており、改変部分は本質的価値に含まない。
		砲眼 (砲門)	砲台は胸牆の間の低地に配置され、7つの砲門を構え、その床面は砲座といわれ堅木の磐が設置されていた。
		煙硝薬薬室跡 (薬室)	砲弾や火薬を格納するために塁台陸側に7室造られた。当時天井は木材で塞がれていたが、腐朽により崩壊した。天井崩壊の際、石材で埋め立てられ、内部構造は現在不明である。
	B. 本質的価値に準ずる諸要素	改変された石垣	石階段を解体して、煙硝薬薬室跡(薬室)に埋め込まれた石垣である。 ※築造後、改変されたことが明らかな石垣は、本質的価値に含まない。
		改変された胸牆	大正時代の公園整備の際に胸牆と胸牆の連結や、胸牆の撤去が行われている。 ※築造後、改変されたことが明らかな胸牆は、本質的価値に含まない。
		砲弾台	昭和6年(1931)に現存していた当時の砲弾を展示するために塁台中央に建てられたものである。
記念碑		昭和38年(1963)に西砲台が築造されて100年の際に設置されたものである。	

分類		要素	概要	
史跡指定地内	C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	C-1 史跡の保存・活用に有効な諸要素	案内板	平成10年(1998)に須崎市教育委員会によって設置された史跡の案内板である。
			県史跡名称碑	昭和4年(1929)に高知県史跡に指定された際に壘台上に設置された史跡名称碑である。
			車止め	史跡の北側入口、西側、公衆トイレ前にそれぞれパイプ柵を設置している。
			史跡の注意板	史跡の北側入口に1か所設置している。
			鉄道の注意板	南側の線路付近に2か所設置している。
			公園利用の注意板	史跡の北側に2か所設置している。
			駐車禁止の注意板	北東側に1か所設置している。
			柵	史跡の北側にある市道と史跡の境界を明確にするとともに、車両等の侵入を防ぐために木製の柵を設置している。
			照明灯	石垣上に防犯を目的とした照明灯が2か所設置されている。
			集水柵	かつて大雨時での排水が機能しておらず、改善策として史跡内に2か所設置されており、現在も使われている。
			土羽コンクリート壁	壘台の崩壊を阻止するためにコンクリートで修復したものである。
			公衆トイレ	昭和23年(1948)頃にトイレが設置され、その後平成元年(1989)に改築を行っている。入口付近に1か所設置されている。
			境界杭	本史跡とJR四国(旧国鉄)土讃線との境界として設置されたものである。
			水道蛇口	水道蛇口の設置年月は不明である。
水道管(トイレ横)	水道に続く水道管として現在も使用されている。手洗い場から公衆トイレに続く水道管については昭和41年(1966)頃に遊具を設置した際に敷設されている。			
水道管(階段横)	老朽化が進行しており、現在使用されているかどうか不明である。			

分類		要素	概要	
史跡指定地内	C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素	C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	カーブミラー	史跡北側に1か所設置されている。
			藤棚	胸牆上に1か所設置している。
			電柱	昭和19年(1944)に史跡北側入口付近に1か所設置されている。
			シーソーのコンクリート基礎	現在シーソーは撤去されているが、公園整備事業で設置されたシーソーのコンクリート基礎が残存している。
			コンクリート構造物	史跡地内にコンクリート構造物が設置されている。
			樹木	昭和期に植樹された樹木や、自生した樹木が史跡内にある。植樹されたといわれる桜については、現在そのほとんどが腐朽している。
			花壇	公衆トイレ横及び西側市道部分(史跡指定地外)に花壇が設置されている。過去に地元住民が美化活動のために設置し花を植えていたものであるが、現在は管理されていない。
			コンクリート階段	塁台上に向かってコンクリート階段が複数設置されている。
			コンクリート舗装道	入口から砲台に向かうまでの道のりに横断したコンクリート舗装がされている。
			コンクリートブロック	西側塁台上部に樹木を囲う形でコンクリートブロックが整備されている。
			鉄製の柵	東側塁台上部に植物を囲う形で鉄製の柵が整備されている。
			園路	史跡の2か所に縁石によって園路が設定されている。
			場内区画線	場内区画線は、煉瓦 <small>れんが</small> で並べられて区画されている。
手洗い場	平成2年(1990)に地元の有志が設置したものであり、現在も使用可能である。			
史跡指定地外	D. 史跡の理解に有効な諸要素(計画対象範囲内)	土佐藩砲台跡推定範囲	史跡指定範囲外にある本史跡の本来の範囲を指す。南側の外堀等が現在史跡指定範囲外に位置する。	
		中砲台跡	幕末期に海岸の防備を厳重にするために現在の浜町に造られた。砲門・薬室を各4か所備え、面積2,254㎡、長さ72mの規模であった。中砲台北側には長さ九間半(18m)、幅二間(3.6m)の武器庫があったが、現在は砲台跡、武器庫の面影はない。	

分類		要素	概要
史跡指定地外	D・史跡の理解に有効な諸要素 (計画対象範囲内)	東砲台跡	幕末期に海岸の防備を嚴重にするために、現在の南古市町に造られた。砲門・薬室を各3か所備え、面積1,373㎡、長さ54mの規模であった。現在も砲台西半分の輪郭が町割りに残存している。
		富士ヶ浜	本史跡は富士ヶ浜に面して築かれ、須崎湾（錦浦湾）に向けて大砲を設置していた。昭和4年（1929）、県史跡指定の解説文には「須崎町西南海濱に在りて、前に錦浦湾を控へ眺望絶佳なり」とある。天然の良港に恵まれた須崎湾は昔から風光明媚な海浜であった。沖から望遠すると富士山のように美しい浜から富士ヶ浜と名づけられたといわれている。
		城山西部大善寺墓地周辺	文久期の砲台付属施設、「砲薬庫」が所在したと推測され、長さ二間半（4.5m）、幅一間四尺（3m）の砲薬庫（煙硝庫）があったといわれている。
	E・史跡の活用に資する諸要素 (計画対象範囲外を含む)	砲弾発見地	・新荘川河口付近～角谷岬海浜 昭和41年（1966）8月、須崎砲台から発射されたものといわれる砲弾が発見された場所である。現在、砲弾は須崎市教育委員会が保管している。
		幕末期に関する跡地等	・発生寺 ・高岡郡奉行所 ・須崎村庄屋敷跡 ・須崎送番所の地
		地域に所在する文化財等	・宝永津波溺死の塚（市指定文化財） ・大善寺（市指定文化財：筆塚所在地） ※一部抜粋。該当する文化財等は「図51 史跡の活用に資する諸要素の分布図」を参照

1 史跡指定地内

A. 本質的価値を構成する諸要素（諸要素の詳細については、p. 74～78 参照）



石垣（2025年撮影）



石階段（2025年撮影）



外堀（2024年撮影）



平成20年（2008）の試掘確認調査において発見された外堀の石垣（2024年撮影）



墓台（2024年撮影）



胸牆（玉除土手）（2025年撮影）



砲眼（砲門）（2025年撮影）



煙硝薬室跡（薬室）（2025年撮影）

第3章

本史跡の本質的価値の明示



図 44 本質的価値を構成する諸要素の分布図

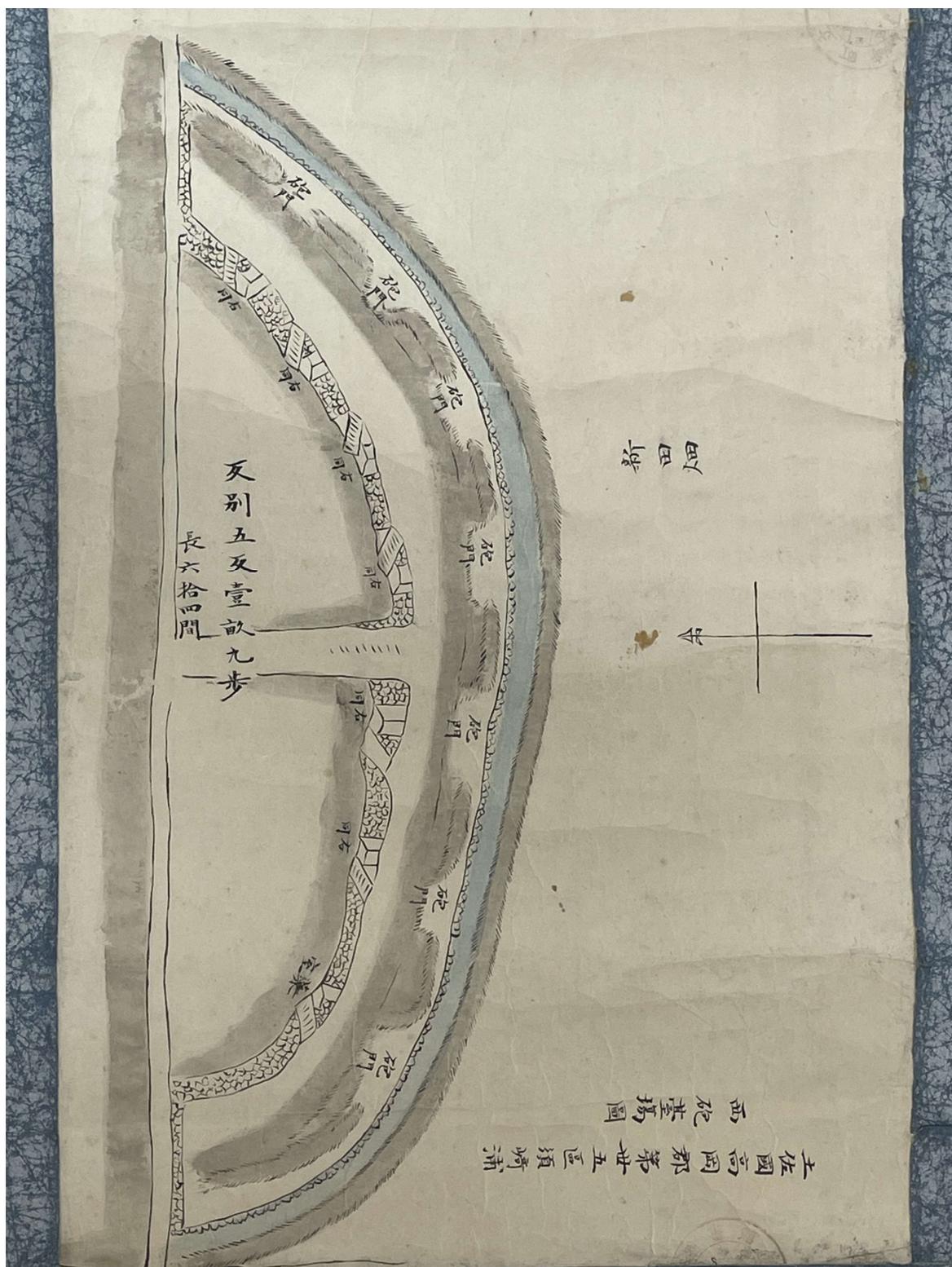


图 45 当時の土佐藩砲台跡絵図（「土佐國高岡郡第廿五區須崎浦西砲臺場圖」）

表 8 石階段一覧（番号は図 46 参照）（2025 年撮影）



石階段①



石階段②



石階段③

表9 胸牆（玉除土手）一覧（番号は図46参照）（2025年撮影）

 <p>胸牆（玉除土手）1</p>	 <p>胸牆（玉除土手）2</p>
 <p>胸牆（玉除土手）3</p>	 <p>胸牆（玉除土手）4</p>
 <p>胸牆（玉除土手）5-1</p>	 <p>胸牆（玉除土手）5-2</p>
 <p>胸牆（玉除土手）6</p>	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

卷末資料

表 10 砲眼（砲門）一覧（番号は図 46 参照）（2025 年撮影）



砲眼（砲門）（1）



砲眼（砲門）（2）



砲眼（砲門）（3）



砲眼（砲門）（4）



砲眼（砲門）（5）

表 11 煙硝薬室跡（薬室）一覧（番号は図 46 参照）（2025 年撮影）

 <p>煙硝薬室跡（薬室）①</p>	 <p>煙硝薬室跡（薬室）②</p>
 <p>煙硝薬室跡（薬室）③</p>	 <p>煙硝薬室跡（薬室）④</p>
 <p>煙硝薬室跡（薬室）⑤</p>	 <p>煙硝薬室跡（薬室）⑥</p>
 <p>煙硝薬室跡（薬室）⑦</p>	

第3章

本史跡の本質的価値の明示



B. 本質的価値に準ずる諸要素 (2025年撮影)

※改変された石垣については表 11 (p. 77) 参照



改変された胸牆①



改変された胸牆②



砲弾台



記念碑



図 47 本質的価値に準ずる諸要素の分布図

C. 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

C-1. 史跡の保存・活用に有効な諸要素 (2025年撮影)



案内板



県史跡名称碑



車止め



史跡の注意板



鉄道の注意板



公園利用の注意板



駐車禁止の注意板



柵



照明灯



集水柵



土羽コンクリート壁



公衆トイレ



境界杭



水道蛇口



水道管 (トイレ横)



水道管 (階段横)



図48 史跡の保存・活用に有効な諸要素の分布図

C-2. 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素 (2025年撮影)



カーブミラー



藤棚



電柱



シーソーのコンクリート基礎



コンクリート構造物



樹木 (2024年撮影)



花壇



コンクリート階段



コンクリート舗装道



コンクリートブロック



鉄製の柵



園路



場内区画線



手洗い場



図 49 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素の分布図

2 史跡指定地外

D. 史跡の理解に有効な諸要素 (2024年撮影)



土佐藩砲台跡推定範囲（赤線より線路側）



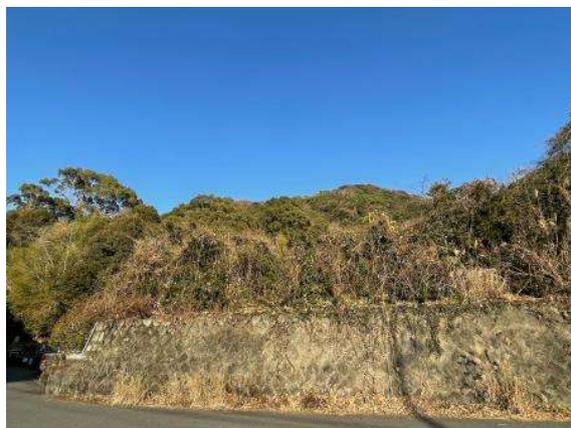
中砲台跡



東砲台跡



富士ヶ浜



城山西部大善寺墓地周辺



図50 史跡の理解に有効な諸要素の分布図

E. 史跡の活用に資する諸要素

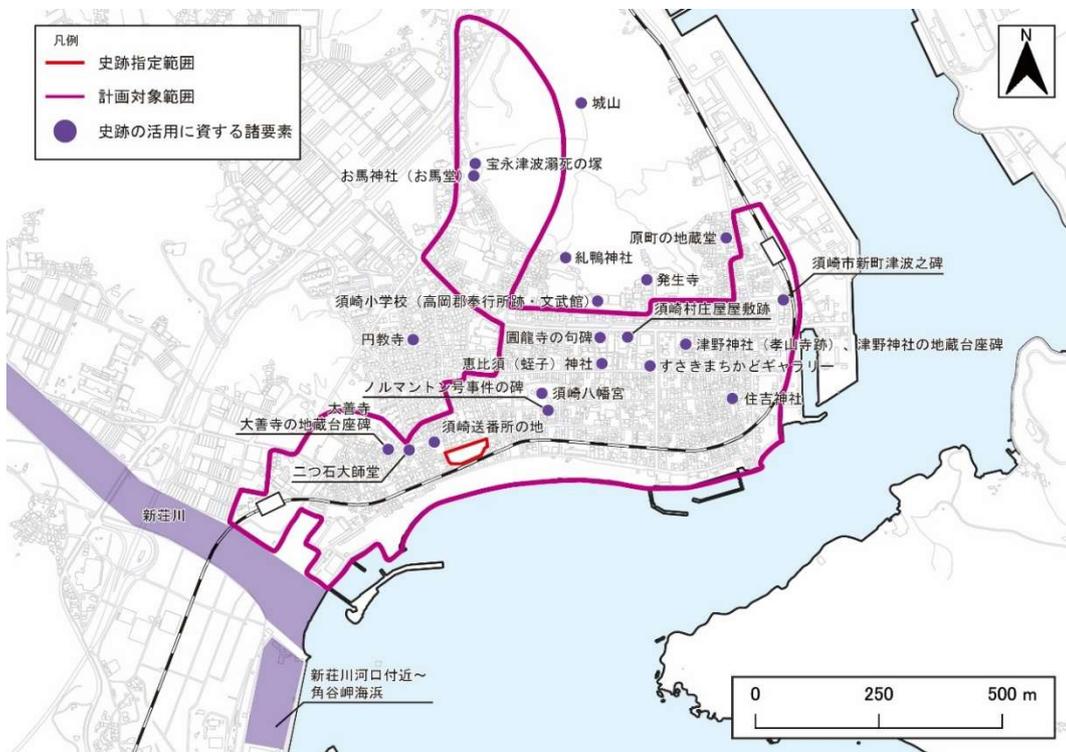


図51 史跡の活用に資する諸要素の分布図

第4章 本史跡の現状と課題の明示

第1節 調査・研究の現状と課題

本史跡は、文久3年（1863）に築造され、大正3年（1914）に西浜公園として整備するにあたり胸牆の改変が行われた。その後、貴重な文化財として認知されることとなった。昭和4年（1929）に県史跡、昭和19年（1944）に国史跡に指定され、戦後に旧土佐藩砲台趾保存会の結成により公園化が進められた。

本史跡に関する調査・研究については、本計画策定に伴い文献調査を実施し、「第2章 史跡の概要」にて文献資料を示してきた。また発掘調査については、平成20年（2008）に本史跡内にある工作物の撤去に伴い、試掘確認調査を行っているが、それ以降の調査は行われていない。今後も継続的に文献調査を実施し、発掘調査の実施計画を検討していく必要がある。

本史跡の調査・研究についての現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査及び試掘確認調査は実施されてきたが、遺構面の標高値や遺跡の基本的な堆積状況が把握できていない。また、遺構深度や石垣の背面構造、胸牆の範囲・構造等の本史跡に関する各遺構の調査が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 価値様相が不明確なことにより今後の保存管理・整備等の検討への影響が懸念されるため、本史跡に関する各遺構の調査・研究を行う必要がある。 後世に改変を受けた外堀、胸牆、煙硝薬室跡の調査を行う必要がある。 より詳細な石垣の調査・記録を行う必要がある。

第2節 保存管理に関する現状と課題

本史跡は、現在須崎市教育委員会が所有・管理している。本史跡は一部改変を受けているが、石垣、塁台並びに胸牆等は比較的良好な状態で残存している。それらを確実に後世に引き継いでいくために、史跡内に点在する構造物や樹木等について適正に管理していく必要がある。

本史跡の保存管理に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
史跡指定地内	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の管理がされていない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の管理方法を確立し、管理していく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 県史跡名称碑は設置されているが、国史跡名称碑が設置されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国史跡名称碑を早急に設置する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定範囲は国土調査等による境界標で明確となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 西側市道や東側道路等、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分がある。

史跡指定地内	・指定地内に各種構造物が設置されている。	・本史跡に関係しないものについては撤去、移設の調整を検討する必要がある。
	・戦後以降、史跡から須崎湾への眺望やアクセスが民家によって遮られている。	・来訪者に当時の眺望を体感してもらえる方法を検討する必要がある。
	・指定地内に雑草や樹木が生い茂っている。	・樹木による史跡の潜在化が懸念されるため、植生の適正な管理を行う必要がある。
	・災害対策がされていない状況である。	・災害対策方法を明確にし、災害対策を行う必要がある。

第3節 活用に関する現状と課題

本史跡は、西浜公園として地域住民に認知されてきたが、史跡の価値としてあまり認知されていない。かつて、高知県立埋蔵文化財センターでのツアーや、旧三浦邸（すさきまちかどギャラリー）での展示会等により、その価値を伝えてきたが、未だ浸透していない。

今後、来訪者や地域活性化に向けたアプローチが必要である。また、本史跡に関する情報発信や活用方法について不十分であるため、検討していく必要がある。

本史跡の活用に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
情報発信	・情報発信の手段が不足している。	・幅広い方法で情報発信を行う必要がある。
	・ガイダンス施設が設置されていない。	・既存施設にガイダンス施設としての機能を設け、来訪者が史跡の理解を深められるよう検討する必要がある。
	・本史跡は公園として認知されているが、史跡としての認知はあまりされていない。	・史跡の価値を広く周知できるような取組を進めていく必要がある。
	・本史跡の保存・活用への取組に関して、地域とのかかわりが行われてきたことが認知されていない。	・地域とのかかわりがあったことを認知される取組を行う必要がある。
学校教育	・史跡を活用した学校教育が不十分である。	・史跡に触れる機会を創出するため、史跡を活用した学習プログラムを検討する必要がある。
社会教育	・過去に地域で史跡の講座を行っていたが、現在は行われていない。	・地域での講座の開催を検討する必要がある。
	・来訪者に向けて、本史跡について学ぶ機会が創出されていない。	・本史跡について学ぶ機会を創出できるイベント等や発掘調査現場の公開を検討する必要がある。

地域活性化	・ 来訪者による地元住民へ影響を与える可能性がある。	・ 地域と連携して活用を進める必要がある。
	・ 海のまちプロジェクトの一環として、日帰りツアーが行われているが、地域活性化につながる取組が不十分である。	・ 地域活性化につながる取組を検討する必要がある。
	・ 市内にある文化財と連携した活用が不十分である。	・ 市内にある文化財と連携した活用方法を検討する必要がある。

第4節 整備に関する現状と課題

本史跡は、これまで公園としての整備がされてきたが、史跡としての来訪者向けの整備が未着手である。発掘調査の成果をふまえた遺構整備の検討、本史跡内の動線設定、老朽化した工作物の更新や修繕等が必要である。また、アクセスの利便性に課題を抱えている。密集した住宅街に位置しているため、駐車場を整備するスペースが確保されていない。

本史跡の整備に関する現状と課題について、以下に示す。

(1) 保存のための整備

区分	現状	課題
史跡整備	・ 本史跡を良好な状態で保存する整備方法の確立ができていない。	・ 発掘調査の結果をふまえて、本史跡の整備方法を検討する必要がある。
	・ 国史跡名称碑や総合解説板が設置されていない。	・ 国史跡名称碑や総合解説板を設置する必要がある。
	・ 史跡指定範囲は国土調査等による境界標で明確となっている。	・ 西側市道や東側道路等、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分がある。
	・ 車止めや柵の設置により、史跡指定地内を保護しているが、老朽化している。	・ 史跡指定地内の保護について、車止めや柵の更新等を検討する必要がある。

(2) 活用のための整備

区分	現状	課題
動線	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の園路の設定がされているが、本史跡を見学するための動線の設定がされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡としての動線を設定する必要がある。 公園内にある園路が老朽化している。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難経路を明確にしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難経路を検討する必要がある。
サイン施設	<ul style="list-style-type: none"> 個々の遺構に関する名称板や解説板が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の理解を深めるために名称板や解説板の設置が必要である。また、遺構への影響や景観を考慮し、適切な配置を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の案内板が設置されているが、老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容の見直しや配置箇所の検討が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、公園利用の注意板が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容の見直しや配置箇所の検討が必要である。
便益施設	<ul style="list-style-type: none"> 現在の公衆トイレは、設置されてから30年以上が経過している。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内に公衆トイレがあることで、景観が阻害されている。
	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者用の駐車場が確保されており、本史跡周辺に無断で駐車されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者用駐車場を確保する必要がある。
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地と北側市道との境界に柵が設けられており、須崎市が管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 柵の意匠性や機能性を見直していく必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 照明灯が2基設置されている。かつては3基設置されていたが、老朽化により1基撤去されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 明るさや配置等が防犯対策として適切に機能しているか確認する必要がある。
デジタル活用	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡について、視覚的に学ぶことができる環境が整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本史跡について視覚的に学ぶことができる環境を整備する必要がある。
樹木整備	<ul style="list-style-type: none"> 塁台や胸牆上、石垣付近にも樹木が多数ある。また、枯木が多く強風時には倒木や落枝が起きている。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構への影響、史跡内の景観及び樹木の状態を考慮し、伐採等の整備を検討する必要がある。

第5節 運営・体制整備に関する現状と課題

本史跡は、須崎市教育委員会が管理している。本史跡の本質的価値の保存、活用、整備についても須崎市教育委員会が担っているが、関係各課や地域住民と連携して、取り組む必要がある。

本史跡の運営・体制整備に関する現状と課題について、以下に示す。

区分	現状	課題
管理体制	・本史跡の管理は、須崎市が行っているが、専門職員を任用していない。	・発掘調査等を実施し文化財の適切な保存管理を行う文化財専門職員を配置する必要がある。
維持管理	・史跡全体の除草については、月に1回程度、地元団体によって行われている。	・除草の状況を確認しながら、引き続き除草を行っていく必要がある。
庁内調整	・庁内における本史跡の保存・活用に対する理解・協力を得る必要がある。	・庁内での本史跡への理解・協力を得るために関係各課からなる連絡調整体制を設け、また本史跡で行う各種行為について現状変更等の取扱基準を定めるとともに、その周知徹底を行う必要がある。
他機関との調整	・これまでの活用や指定にあたっては、文化庁及び高知県、須崎市文化財保護審議会等の指導・助言を得て進めてきた。	・今後も継続した協力体制を構築するとともに、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。
地元住民との連携	・地域の活動団体や保存会等がなく、現在活動も行っていない。	・行政だけでなく、地元住民の理解と協力を得て、協働で取り組む必要がある。